

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		障害者居宅生活支援事業						予算事業名		障害者居宅生活支援事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	障害者総合支援法				
			03	01	03	3303	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業					
	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）												
	①障害者（児）福祉の充実						担当課係等	社会福祉課 障害福祉係・障害者支援係					
3日常生活支援													
事業期間		継続（平成18年度～令和 5年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
障害者（児）が，地域において基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができる。							平成18年10月 障害者自立支援法(現：障害者総合支援法)の施行により						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
【障害者意思疎通支援事業】意思伝達支援を要する者に手話通訳者，要約筆記者を派遣する。 【精神障害者地域活動支援センター事業】精神障害者に対し，支援施設への通所により生活訓練及び作業訓練，相談等を提供する。 【障害者移動支援事業】屋外での移動困難な障害者（児）に対し，外出の支援を実施する。 【障害者日中一時支援事業】日中に障害者（児）を施設で一時的に預かり，家族の休息や就労活動の負担を軽減する。 【訪問入浴サービス事業】在宅の入浴困難な障害者（児）へ訪問入浴車を派遣する。							障害者（児）で，日常生活及び社会生活において自立支援を要する者						
							【事業をとりまく環境の変化】 H25年度から地域生活支援事業で意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）が必須事業となった。H27年度から訪問入浴車派遣事業の対象が障害者のみから障害児も利用できるようにした。平成31年度から，障害者福祉センターへ指定管理者制度を導入し，地域生活支援事業から施設管理及び障害者指定サービス事業（就業継続支援B型）の一体的運営に変更した。						
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
障害者の日常生活及び社会生活においての必要な居宅生活支援 ・障害者意思疎通支援事業 ・精神障害者地域活動支援センター事業 ・障害者移動支援事業 ・障害者日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業				障害者の日常生活及び社会生活においての必要な居宅生活支援 ・障害者意思疎通支援事業 ・精神障害者地域活動支援センター事業 ・障害者移動支援事業 ・障害者日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業				障害者の日常生活及び社会生活においての必要な居宅生活支援 ・障害者意思疎通支援事業 ・精神障害者地域活動支援センター事業 ・障害者移動支援事業 ・障害者日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業					
■事業費													
				R01年度		R02年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	3,233	4,941						
	県		支	出	金	1,616	2,470						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	4,457	4,729						
歳入計（千円）				9,306		12,140							
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）				金額（千円）		金額（千円）						
	12	委託料			3,749		2,429						
	18	負担金補助及び交付金			70		1,284						
	19	扶助費			5,487		8,427						
歳出計（千円）（A）				9,306		12,140							
伸び率（％）						30.45							
備 考	総合計画64ページ 予算書73ページ												
	平成31年度から，障害者福祉センターへ指定管理者制度を導入し，施設管理及び障害者指定サービス事業の一体的運営に変更。												

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	手話通訳者・要約筆記者利用人数	人	目標	11.00	12.00	13.00
			実績	9.00	0.00	0.00
	日中一時支援事業利用人数	人	目標	50.00	55.00	60.00
	事業を利用した障害者（児）の人数		実績	36.00	0.00	0.00
成果 指標	手話通訳者・要約筆記者派遣回数	回	目標	140.00	150.00	155.00
			実績	114.00	0.00	0.00
	日中一時支援事業利用回数	人	目標	1,200.00	1,300.00	1,350.00
			実績	223.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	地域生活支援事業に規定されている事業であり、特に在宅障害者の自立した日常生活を営むものとして必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政が行う事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手法が一般的である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	障害福祉サービス提供事業者と契約を締結し事業を委託しているが、日中一時支援事業所の契約が増加し利用の増加が見込まれる。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	障害者等や相談事業所からの相談や連携を通して対象者には広く情報を提供している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	利用を希望する障害者等や相談事業所からの相談に対応しながら、契約事業所を増やして利便性を高め選択肢を増やしている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	サービスを提供することで、介護する家族の就労や休養することに寄与し、契約事業所を増やしてサービスの質を向上させるなど順調に進んでいる。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
結城市障害者福祉センターにおける地域活動支援センター事業の廃止に伴い、これまでの利用者が、指定管理者となった社会福祉協議会が行う就労継続支援B型、生活介護サービスへ利用移行できるよう配慮を行った。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
地域生活支援事業は総合支援法に規定されている事業であるが、移動支援や日中一時支援、訪問入浴サービスの利用規定などは市町村判断に委ねられる部分があり、利用希望する障害者の状況や要望も取り入れながらも適正な事業を実施していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容	障害者の自立した地域生活を支援する委託事業の質の向上を図る。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入）	上記評価のとおり。